

2025 年 9 月 16 日

国立大学法人東北大学

総長 富永 悌二 殿

要求書

不払い賃金の支払いと労働時間に関する是正要求

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

長年にわたり、本院の看護師をはじめとする病院職員は、業務に必要な作業着等への着替えや、診療録（カルテ）の確認などの情報収集を、無給で始業時間前および終業時間後に行わざるを得ない状況に置かれています。

私たち職員組合が実施したアンケート調査により、この時間外労働の実態が明らかになりました。調査の結果、職員は平均して始業前に 25 分、終業後に 15 分、合計で 1 日あたり 40 分間を、無給で業務に費やしていることが判明しています。

私たちは団体交渉を通じて、この労働時間の不払い賃金について、是正を繰り返し求めてまいりました。2022 年 12 月の団体交渉において、当時の労務担当理事は、これらの時間が労働時間にあたるとの認識を示し、是正の必要性を認めました。

しかし、2023 年 12 月から導入された「始業後 5 分、終業前 5 分」の着替えみなし時間は、実際の労働時間と大きく乖離しており、実態とは異なるものです。また、大学当局から提案された「一律 1 日あたり 10 分、1 年間分の不払い分を支給する」という案も、私たちが把握している実態を全く反映しておらず、到底受け入れられるものではありません。

つきましては、職員の正当な労働に対する対価を支払うため、以下の要求事項について、早急に誠意ある対応を強く求めます。

要求事項

1. 1 日あたり 40 分間分の不払い賃金を支払うこと。
2. 2023 年 11 月分を起算とする過去 3 年間分、および 2023 年 11 月以降に不払いが発生した分についても、その全額を支払うこと。
3. 遡及期間中に退職した職員に対しても、在職期間分の賃金を支払うこと。
4. 現状の「みなし時間」を実態に即したものと見直すこと。